

北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法務・法務局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

指定の理由 著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等で
あって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため

北海道告示第2号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、沼田町土地改良区の行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適當と決定した。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、平成31年1月8日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成31年1月4日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第3号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、新十津川町新北部地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、平成31年1月7日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成31年1月4日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第4号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成31年1月4日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 岩内郡岩内町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

目	次	ページ
告 示		
○有害図書類の指定	（道民生活課）	1
○土地改良事業計画の変更申請の適否の決定	（農業施設管理課）	1
○土地改良法による道営換地計画の決定	（農業施設管理課）	1
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定	（治山課）	1
○道路の供用の開始	（維持管理防災課）	2
○平成31年度及び平成32年度において競争入札に参加する者に必要な資格等		
..	（建設管理課）	2
総合振興局告示及び振興局告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）		6
道企業局告示		
○平成31年度及び平成32年度において競争入札に参加する者に必要な資格等		6
○平成31年度、平成32年度及び平成33年度において競争入札に参加する者に必要な資格等..		7
道教育庁教育局告示		
○特定調達契約に係る入札の公告		8

告 示

北海道告示第1号

北海道青少年健全育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第16条第1項第3号の規定により、次の図書類を有害図書類として指定する。

平成31年1月4日

北海道知事 高橋 はるみ

図書類の種別	図書コード	図書類の名前	称	発行所、制作所、受審会社等
雑誌	5096125	大きなモノとご主人様	平成30年6月20日発行	株式会社海王社
書籍	9784866531717	メガネ屋さんとイケメンくん	平成30年5月16日発行	株式会社コアマガジン
雑誌	6852052	臨増ナックルズDX vol.14	平成30年12月25日発行	ミリオン出版株式会社

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び岩内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成31年1月4日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 旭川芦別線	芦別市新城町240番1地先から 同市新城町1172番2地先まで	平成31.1.4

北海道告示第6号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成31年1月4日

北海道知事 高橋 はるみ

第1 資格の種類及び調達をする特定役務の種類

平成31年度及び平成32年度において道が締結しようとする契約のうち1の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（第4の2を除き、以下「資格」という。）は、当該中欄に定めるものとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、当該右欄に定めるものとする。ただし、一般土木工事、舗装工事、建築工事、電気工事、管工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事の資格にあっては、当該資格を、2の表の定めるところにより、工事の予定価格に応じ、AからCまで又はA及びBの等級に区分する。

なお、一般土木工事にあっては、A等級をA1又はA2に区分する。

1

契約の種類	資格の種類	調達をする特定役務の種類
一般土木工事の請負契約	一般土木工事	一般土木工事
舗装工事の請負契約	舗装工事	舗装工事
鋼橋上部工事の請負契約	鋼橋上部工事	鋼橋上部工事

建築工事の請負契約	建築工事	建築工事
電気工事の請負契約	電気工事	電気工事
管工事の請負契約	管工事	管工事
塗装工事の請負契約	塗装工事	塗装工事
道路標識設置工事の請負契約	道路標識設置工事	道路標識設置工事
機械器具設置工事の請負契約	機械器具設置工事	機械器具設置工事
造園工事の請負契約	造園工事	造園工事
土木施設物の設計の委託契約	土木施設物の設計	土木施設物の設計
建築物の設計の委託契約	建築物の設計	建築物の設計
地質調査の委託契約	地質調査	地質調査
技術資料作成の委託契約	技術資料作成	技術資料作成
測量の委託契約	測量	測量
道路清掃の委託契約	道路清掃	道路清掃
農業土木工事の請負契約	農業土木工事	農業土木工事
水産土木工事の請負契約	水産土木工事	水産土木工事
森林土木工事の請負契約	森林土木工事	森林土木工事
造林の請負契約	造林	

2 (工事予定価格に応ずる等級区分)

種類 等級	一般土木工事 区分	舗装工事	建築工事	電気工事	管工事	農業土木工事	水産土木工事	森林土木工事
A	A1 10,000万円 以上							
		6,000万円	10,000万円	2,000万円	2,500万円	7,000万円	6,000万円	5,500万円
	A2 25,000万円 以上 未満 7,000万円 以上							
B								
	7,000万円 未満 3,500万円 以上	6,000万円 未満 4,000万円 以上	10,000万円 未満 700万円 以上	2,000万円 未満 800万円 以上	2,500万円 未満 3,500万円 以上	7,000万円 未満 3,500万円 以上	6,000万円 未満 3,500万円 以上	5,500万円 未満 2,500万円 以上
C	3,500万円 未満		4,000万円 未満	700万円 未満	800万円 未満	3,500万円 未満	3,500万円 未満	2,500万円 未満

(注) A 1に区分する者は、技術的難易度の高い工事の施工が可能であり、2以上の総合振興局又は振興局の所管区域において契約履行が可能なものとし、A 2に区分する者は、A 1に区分する者以外のものとする。

第2 資格要件

1 共通的資格要件

各資格の共通の要件は、(1)から(4)までのいずれにも該当することとする。

- (1) 政令第167条の4第1項各号（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

- (4) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していること（当該届出の義務がない場合を除く。）。

2 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

- (1) 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事

ア (ア)から(ウ)までのいずれにも該当すること。

（ア）平成31年1月1日（随時の申請の場合にあっては、申請をしようとする月の初日）現在において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可（次の表の左欄に掲げる資格の区分に応じ、当該右欄に定める建設業に係るものに限る。）を受けており、かつ、当該許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。

資格の種類	建設業の種類
一般土木工事	
農業土木工事	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業又は解体工事業
水産土木工事	
森林土木工事	
舗装工事	舗装工事業

鋼橋上部工事	鋼構造物工事業
建築工事	建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業、清掃施設工事業又は解体工事業
電気工事	電気工事業、電気通信工事業又は消防施設工事業
管工事	管工事業、熱絶縁工事業、さく井工事業、水道施設工事業、消防施設工事業又は清掃施設工事業
塗装工事	塗装工事業
道路標識設置工事	とび・土工工事業
機械器具設置工事	機械器具設置工事業又は鋼構造物工事業
造園工事	造園工事業

(イ) 資格審査の申請をする日（その日が平成31年4月1日前である場合は、平成31年4月1日）の1年7か月前の日の直後の事業年度の終了の日（以下「基準日」という。）以後に(ア)に規定する建設業に係る建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値の通知を受けていること。

(ウ) 基準日以後に通知を受けた建設業法第27条の27に規定する経営規模等評価結果において、(ア)に規定する建設業に係る完成工事高を有していること。

イ 第1のただし書に規定する等級は、次に掲げる事項について行った審査の結果により算出した総合数値を勘案して格付する。

(ア) 客観的審査事項

平成20年国土交通省告示第85号に定める項目

(イ) 技術・社会的審査事項

工事施行成績、表彰（農政部、水産林務部及び建設部の工事等優秀者選考委員会並びに道の新分野進出優良建設企業表彰審査委員会が選考する表彰に限る。）、季節労働者通年雇用及び高年齢継続雇用対策、仕事と家庭の両立支援、女性の活躍支援、担い手の確保、人材育成、地域貢献活動等、障がい者の就労支援、環境への取組並びに安全・安心への貢献

(2) 土木施設物の設計、地質調査、技術資料作成、道路清掃及び造林
アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 平成31年1月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の初日）現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 平成30年1月1日から同年12月31までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の前月末日から翌年1月1日までの間）にその事業に係る売上高を有

していること。

ウ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

(3) 建築物の設計

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。

イ 平成31年1月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の初日）現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 平成30年1月1日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間）にその事業に係る売上高を有していること。

エ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

(4) 測量

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。

イ 平成31年1月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の初日）現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 平成30年1月1日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間）にその事業に係る売上高を有していること。

エ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

3 資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

また、中小企業組合等が(1)に該当する場合は、2の(2)から(4)までに規定する資格の種類ごとの要件のうち、事業に係る売上高にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の合計値とすることができます。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

資格審査の申請は、次の(1)から(5)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(5)までに定める時期にしなければならない。ただし、特例政令第4条に規定する特定調達契約に係る資格審査については、(1)に定める時期以外の時期であっても、申請を受け付ける。

なお、申請の時期は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除くものとし、受付時間は午前9時から午後5時までの間とする。

(1) (2)から(5)までに掲げる者以外の者

ア 定期の申請をする者

第1回 平成31年1月8日（火）から同月18日（金）まで

第2回 平成31年1月28日（月）から同年2月1日（金）まで

イ 随時の申請をする者

平成31年3月25日（月）から平成32年12月28日（月）まで

注 定期の申請により資格を有することとされた者にあっては、平成31年4月1日以後の入札に参加する資格を得ることができるが、随時の申請により資格を有することとされた者は、資格を有すると認めた旨の通知があった日以後の入札に参加する資格を得ることができる。

(2) 共同企業体

当該共同企業体が結成されたとき。

(3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業組合等
当該証明を受けたとき。

(4) 設立の際に構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合
当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。

(5) 知事が特に必要と認めた者

知事の指定する日

2 申請書類の入手方法

申請書類は、3の表に定める申請書類の提出先において交付する。

また、北海道のホームページ（アドレス <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/sankasikaku.htm>）からダウンロードすることができる。

3 申請の方法

資格審査の申請は、次の表に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

申請書類の提出先		
定期申請の場合		随時申請の場合

資格の種類	主たる営業所が道外にある者	主たる営業所が道内にある者	主たる営業所が道外にある者	主たる営業所が道内にある者
一般土木工事				
舗装工事				
鋼橋上部工事				
建築工事				
電気工事				
管工事				
塗装工事				
道路標識設置工事				
機械器具設置工事				
造園工事				
土木施設物の設計				
建築物の設計				
地質調査				
技術資料作成				
測量				
道路清掃				
農業土木工事				
水産土木工事				
森林土木工事				
造林				

(注) 次の(1)又は(2)に該当するものは、それぞれ(1)又は(2)に定める提出先に申請書類を提出しなければならない。

(1) 主たる営業所が道内にある者のうち国土交通大臣の行う建設業法第3条第1項の許可を受けたもの（許可申請中の者を含む。）
「主たる営業所が道外にある者」欄に定める申請書類の提出先

(2) 申請書類の提出先が建設部建設政策局建設管理課、農政部農村振興局事業調整課又は水産林務部総務課である資格審査の申請を、複数の提出先に同時にしようとする者
建設部建設政策局建設管理課

第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 資格の有効期間

(1) 資格の有効期間は、定期の申請の場合にあっては、平成31年4月1日から平成33年3月31日まで、随時の申請の場合にあっては、資格を有すると認めた旨の通知があつた日から平成33年3月31日までとする。

(2) 共同企業体の場合にあっては、平成31年4月1日（平成31年4月1日以降に資格を有すると認めた旨の通知があつた場合は当該通知があつた日）から平成32年3月31日までとする。

2 有効期間の更新手続

(1) 1の(1)の有効期間を更新しようとする者は、平成32年度に平成33年度以降の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。

(2) 1の(2)の有効期間を更新しようとする者は、平成31年度に平成32年度の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。

第5 特定調達契約に係る資格

この告示に基づき申請して得た資格（造林を除く。）については、それぞれの資格の種類に応じた契約で、特例政令の規定が適用されるものについても適用する。

第6 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。

1 第2に規定する資格要件（第2の1の(3)に規定する資格要件及び第2の2に規定する資格の種類ごとの要件のうち従業員の数に係る資格要件を除く。）に該当しないこととなったとき。

2 当該資格に係る営業に關し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

第7 資格審査の再申請

1 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

(1) 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併、譲渡又は会社分割により承継した者

(2) (1)に該当する構成員を有する資格者である共同企業体

(3) 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、農業土木工事、水産土木工事又は森林土木工事の資格を有する者であつて、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けたもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けたもの

(4) 中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

(5) 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

2 再申請の方法

再申請をしようとする者は、第3の3の表の「主たる営業所が道外にある者」欄に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

第8 資格の喪失事由の届出

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、その旨を書面により届け出なければならない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

第9 その他

- 1 資格者又はその代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）である場合は、道が実施する入札等に参加することができない。
- 2 共同企業体の取扱いについては、第1から第8までに定めるもののほか、別に定めるところによる。

総合振興局告示及び振興局告示

北海道空知総合振興局告示第1号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成31年1月4日

北海道空知総合振興局長 佐々木 誠 也

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) パーソナルコンピュータ 2台
- (2) パーソナルコンピュータ 17台

2 落札を決定した日

平成30年12月11日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 株式会社文明堂
- (2) 住所 岩見沢市9条西1丁目1番地

4 落札金額

- (1) 301,104円

(2) 2,533,680円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成30年10月30日付け北海道空知総合振興局告示第11号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道空知総合振興局総務課

(2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目

北海道空知総合振興局告示第2号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成31年1月4日

北海道空知総合振興局長 佐々木 誠 也

1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量

パーソナルコンピュータの賃貸借 13台分 一式

2 落札を決定した日

平成30年12月11日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 大丸株式会社

(2) 住所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地

4 落札金額

31,968円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成30年10月30日付け北海道空知総合振興局告示第12号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道空知総合振興局総務課

(2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目

道企業局告示

北海道企業局告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を公示する。

平成31年1月4日

北海道公営企業管理者 浦 本 元 人

第1 資格の種類及び調達をする特定役務の種類

平成31年度及び平成32年度において道（企業局）が締結しようとする契約のうち平成31年北海道告示第6号（以下「北海道告示第6号」という。）第1の1の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（第4の2により適用する北海道告示第6号第4の2を除き、以下「資格」という。）は、北海道告示第6号第1の1の表の中欄に定められているとおりとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、北海道告示第6号第1の1の表の右欄に定められているとおりとする。ただし、一般土木工事、舗装工事、建築工事、電気工事、管工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事の資格にあっては、当該資格を、北海道告示第6号第1の2に定められているとおり、工事の予定価格に応じ、AからCまで又はA及びBの等級に区分する。

なお、一般土木工事にあっては、A等級をA1又はA2に区分する。

第2 資格要件

1 共通的資格要件

北海道告示第6号第2の1に定められているとおりとする。

2 資格の種類ごとの要件

北海道告示第6号第2の2に定められているとおりとする。

3 資格の種類ごとの要件の特例

北海道告示第6号第2の3に定められているとおりとする。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

北海道告示第6号第3の1に定められている時期にしなければならない。

2 申請書類の入手方法

北海道告示第6号第3の2に定められているとおりとする。

3 申請の方法

北海道告示第6号第3の3に定められているとおりとし、この申請をもって道（企業局）への申請が併せてあったものとみなす。

なお、道（企業局）との契約における建設工事共同企業体に係る資格審査の申請は、企業局総務課に、同課の指示により作成した申請書類を提出することにより行うことができる。

第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 資格の有効期間

北海道告示第6号第4の1に定められているとおりとする。

2 有効期間の更新手続

北海道告示第6号第4の2に定められているとおりとする。

第5 特定調達契約に係る資格

北海道告示第6号第5に定められているとおりとする。

第6 資格の喪失

北海道告示第6号第6に定められているとおりとする。

第7 資格審査の再申請

1 再申請の事由

北海道告示第6号第7の1に定められているとおりとする。

2 再申請の方法

北海道告示第6号第7の2に定められているとおりとする。ただし、第3の3なお書きにより企業局総務課に申請した建設工事共同企業体に係る再申請は企業局総務課に、同課の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

第8 資格の喪失事由の届出

北海道告示第6号第8に定められているとおりとする。

第9 その他

北海道告示第6号第9に定められているとおりとする。

第10 資格審査の結果

知事からの通知をもってこれに代えるものとする。ただし、第3の3なお書き及び第7の2ただし書きによる資格審査の結果は、公営企業管理者から通知する。

北海道企業局告示第2号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定める。

平成31年1月4日

北海道公営企業管理者 浦 本 元 人

第1 資格の種類及び調達をする物品等又は特定役務の種類

平成31年度、平成32年度及び平成33年度において道（企業局）が締結しようとする契約のうち平成30年北海道告示第721号（以下「北海道告示第721号」という。）第1の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（第4の2により適用する北海道告示第721号第4の2を除き、以下「資格」という。）は、北海道告示第721号第1の表の中欄に定められているとおりとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第2号に規定する物品等又は同条第3号に規定する特定役務の

<p>種類は、北海道告示第721号第1の表の右欄に定められているとおりとする。</p> <p>第2 資格要件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 共通的資格要件 北海道告示第721号第2の1に定められているとおりとする。 2 資格の種類ごとの要件 北海道告示第721号第2の2に定められているとおりとする。 3 資格の種類ごとの要件の特例 北海道告示第721号第2の3に定められているとおりとする。 <p>第3 資格審査の申請の時期及び方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申請の時期 北海道告示第721号第3の1に定められている時期にしなければならない。 2 申請書類の入手方法 北海道告示第721号第3の2に定められているとおりとする。 3 申請の方法 北海道告示第721号第3の3に定められているとおりとし、この申請をもって道（企業局）への申請が併せてあったものとみなす。 <p>第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 資格の有効期間 北海道告示第721号第4の1に定められているとおりとする。 2 有効期間の更新手続 北海道告示第721号第4の2に定められているとおりとする。 <p>第5 特定調達契約に係る資格 北海道告示第721号第5に定められているとおりとする。</p> <p>第6 資格の喪失 北海道告示第721号第6に定められているとおりとする。</p> <p>第7 資格審査の再申請</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 再申請の事由 北海道告示第721号第7の1に定められているとおりとする。 2 再申請の方法 北海道告示第721号第7の2に定められているとおりとする。 <p>第8 資格の喪失事由の届出 北海道告示第721号第8に定められているとおりとする。</p> <p>第9 その他 北海道告示第721号第9に定められているとおりとする。</p> <p>第10 資格審査の結果</p>	<p>知事からの通知をもってこれに代えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">道 教 育 庁 教 育 局 告 示</p> <p>北海道教育厅オホーツク教育局告示第1号</p> <p>次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。</p> <p>なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。</p> <p style="text-align: center;">平成31年1月4日</p> <p style="text-align: right;">北海道教育厅オホーツク教育局長 松 本 邦 由</p> <p>1 入札に付する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量 ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル及び用紙を除く。）の供給を含む。）一式 イ 調達台数及び調達予定数量 25台及び1月当たり 166,700枚 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 (3) 契 約 期 間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。 (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 <p>2 入札に参加する者に必要な資格</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 (5) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 <p>3 条件付一般競争入札参加資格の審査</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定によ
---	---

る条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成31年1月4日（金）から同年2月15日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時（最終日のみ午後1時）まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目
北海道教育厅オホーツク教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育厅オホーツク教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎3階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目 北海道教育厅オホーツク教育局道立学校運営支援室）

(2) 入 札 日 時 平成31年2月25日（月）午前10時（送付による場合は、同月22日（金）午後5時までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)と同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)と同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

また、北海道教育厅オホーツク教育局ホームページ
(<http://www.dokyo1.pref.hokkaido.lg.jp/hk/okh/kokujii.htm>)
においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入

札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業者等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道教育厅オホーツク教育局道立学校運営支援室
(2) 所 在 地 郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目¹
(3) 電 話 番 号 0152-41-0785

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of copying machine 25 sets
(Maintenance services and consumable supply included, except staples and papers.)

B Bid tendering date and time : 10:00 A.M., February 25, 2019
(If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., February 22, 2019)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Okhotsk District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 7-jo Nishi 3-chome, Abashiri, Hokkaido 093-8619 Japan
Phone : 0152-41-0785